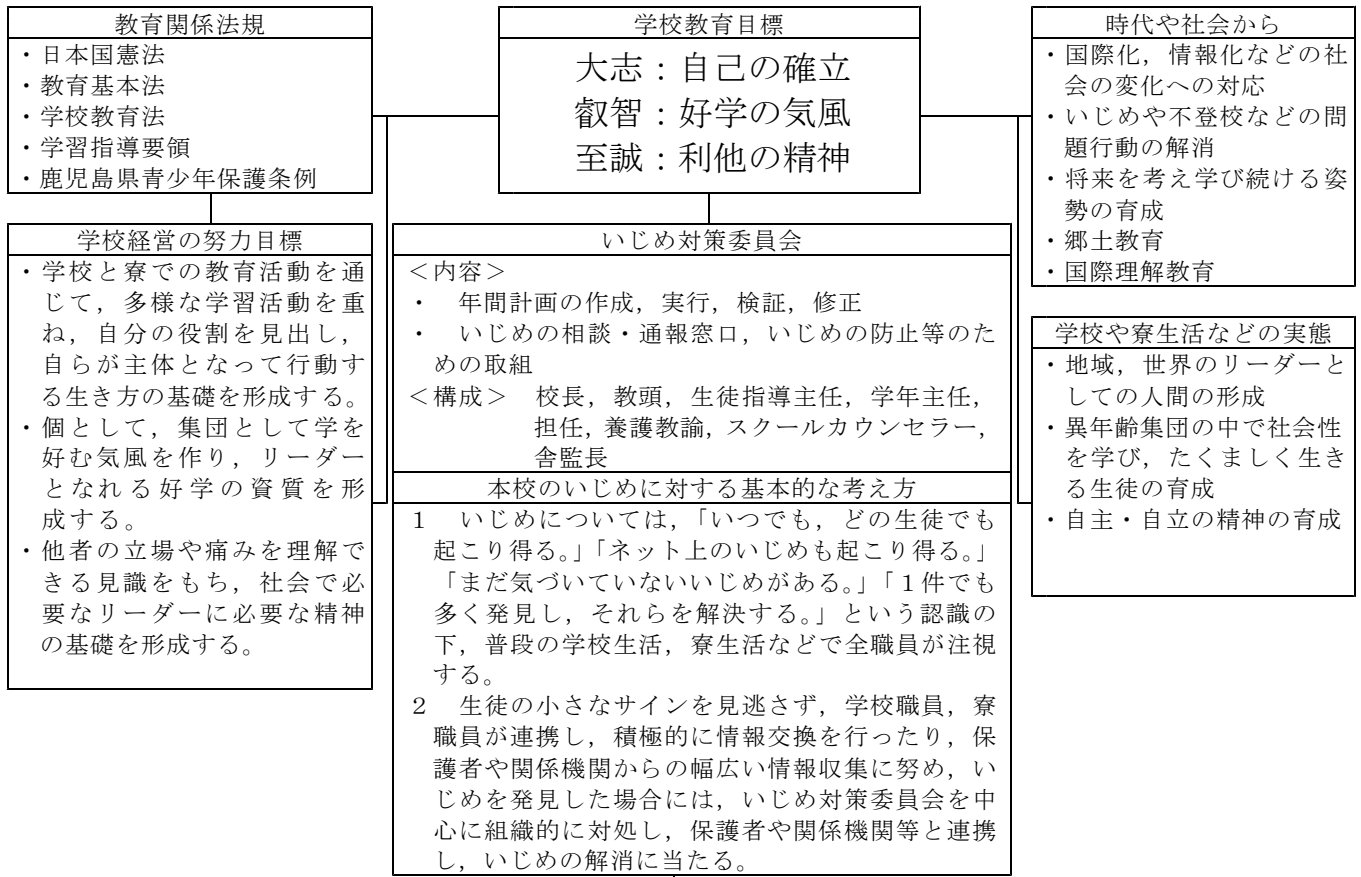


学校いじめ防止基本方針

鹿児島県立楠隼高等学校



いじめの問題への対応体制の確立（学校の取組）		
未然防止のための取組	早期発見	早期対応
<p>1 教職員の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> いじめは絶対に許されない行為であることを生徒全員に理解させる。（「いじめ問題を考える週間」の活用） 「特別の教科 道徳」を要とした教育活動全体を通じて、生徒の道徳的実践力を高める。 職員研修等で教職員の人権感覚・人権意識を高める。 「いじめ対策必携」等の活用を図る。 学校いじめ防止基本方針及びいじめ対策委員会、学校の内いじめ防止等のための取組について生徒及び保護者、寮スタッフ等に周知し、いじめの未然防止のための啓発に取り組む。 <p>2 寮スタッフの取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員研修等で職員の人権感覚・人権意識を高める。 学校いじめ防止基本方針に基づき、寮内におけるいじめの未然防止を図る。 	<p>1 教職員の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 記名・無記名アンケートや教育相談の実施、楠隼ダイアリーの活用、生徒による情報提供など、生徒の状況を把握する機会を定期的に設ける。 教育相談体制の確立を図る。 職員間の情報交換を絶やさず、連携を密にする。 いじめの防止等のための取組等について、生徒及び保護者、寮スタッフに周知し、いじめの早期発見について保護者等と連携して取り組む。 <p>2 寮スタッフの取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 寮内を巡視し、異状がないか常に気を配る。 生徒の声にカウンセリングマインドをもって傾聴する。 学校いじめ防止基本方針に基づき、学校等と連携して、いじめの早期発見に努める。 	<p>1 教職員の取組</p> <ol style="list-style-type: none"> 「いじめ対策委員会」を開き、被害生徒及び加害生徒に対する適切なケアや指導等を行う。 いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援し、生徒の心のケアに当たる。 スクールカウンセラー・関係機関等との連携を図り、生徒の指導・支援や保護者対応等において積極的な活用を図る。 <p>2 寮スタッフの取組</p> <ol style="list-style-type: none"> いじめを発見したら、直ちに被害生徒を守り、加害生徒に適切に対処するとともに、いじめ対策委員会に報告し、学校及び保護者等と連携して対処する。 学校及び保護者等と連携し、いじめの解消に向けた取組を行う。また、いじめが解消したと思われる事例についても継続的に支援し、生徒の心のケアに当たる。

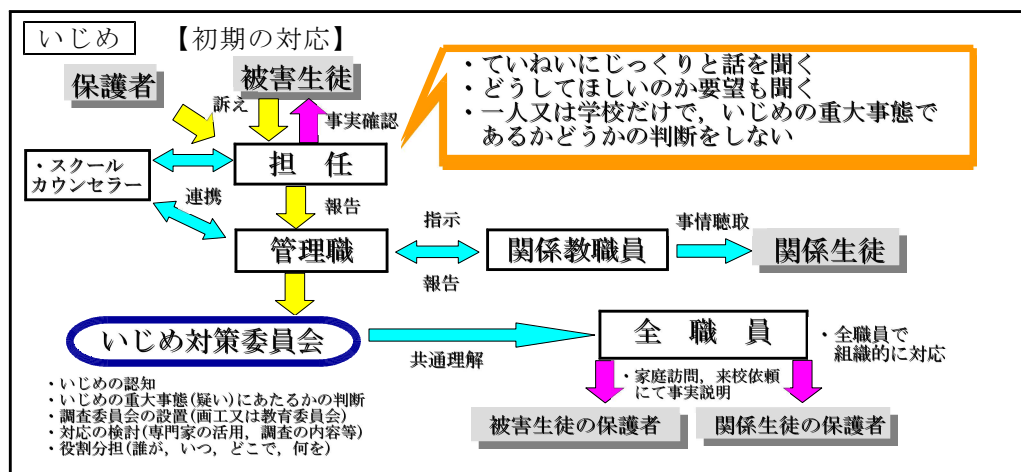
外部関係機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○ 県教委：事案に係る指導主事等の招請及び助言、スクールカウンセラーの派遣依頼、研修等への講師依頼等 ○ 関係機関等：肝付警察署、大隅児童相談所、県教育委員会、県総合教育センター教育相談課等

活動計画		教育相談等
4月	職員研修，寮スタッフ研修，「学校楽しいと」の実施・実態把握・共通理解，いじめ問題を考える週間，統一LHR（いじめ問題）	教育相談の実施
5月		
6月		
7月	インターネットの利用等に関する調査（生徒向け 予定）	
8月	1学期の反省及び2学期以降の取組検討	
9月	「学校楽しいと」の実施・実態把握・共通理解，いじめ問題を考える週間	教育相談の実施
10月		
11月		三者面談（3年）
12月	2学期の反省及び3学期以降の取組検討	
1月	「学校楽しいと」の実施・実態把握・共通理解	（教育相談等）
2月	次年度の計画検討	
3月	次年度の計画検討	

※ 年間を通しての活動

- ・ 人権教育や体験活動等
- ・ 生徒会活動におけるいじめ問題に係る取組（朝のあいさつ運動等）
- ・ スクールカウンセラーの派遣（月に1回）
- ・ 「学校生活アンケート」の実施
- ・ 学校いじめ防止基本方針等の保護者への周知（学校HPに掲載）

<いじめを発見した場合の緊急対応（参考：「問題行動等に対する初期対応例」県教委 令和2年3月）>



- (1) 「いじめ対策委員会」と連絡・相談・報告を行い，学校・寮全体で問題を共有し，解決するための方策を探る。
- (2) いじめられている生徒に対し，学校をあげて守り抜くことを伝える。また，いじめた生徒に適切に対処する。
- (3) いじめの実態を把握するため，被害者・加害者・傍観者（見て何もしない）・観衆（見て囃し立てる）に，担任，学年，養護教諭，寮監，舎監，ケアサポーターなどが事実確認を行い，情報を共有し，指導方針等を検討する。
- (4) 事実確認後，生徒，保護者への指導・支援等に当たる。この際，加害，被害両方の保護者へ連絡（又は訪問）し，事実関係や学校の対応方針等を説明する。また，必要に応じて（特に被害生徒及び保護者の意向を踏まえて），クラス・学年全体の保護者へ連絡し，事実関係や学校対応方針等を説明するとともに，このようなことは許されることではなく，協力していじめをなくしていくことを共有する。
- (5) いじめられた生徒に対する心のケアをどのように行うのか，「いじめ対策委員会」で検討し，必要に応じて関係機関と連携する。（スクールカウンセラーの緊急派遣，スクールサポーターや警察との連携等）
- (6) いじめは人間として絶対に許されない行為であることを加害生徒だけではなく，観衆・傍観している生徒にも再度指導し，いじめはしてはいけないことを理解させ，学校全体で再発防止に取り組む。
- (7) いじめの実態調査の結果，深刻な事態を招く可能性がある場合，（重大事態（おそれを含む））には，必要に応じ，県教委や警察との連携を図り対処する。
- (8) いじめは単に謝罪をもって安易に解消と判断しない。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月の期間継続していること）
被害生徒及び加害生徒の様子を含め状況を注視し，期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は，改めて相当の期間を設定して状況を注視する。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと
被害生徒本人及び保護者に対し，面談等により確認する。
学校はいじめが解消に至っていない段階では，被害生徒を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保する。また，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，日常的に注意深く観察する。